第二章に次の一条を加える。

（報告の徴収等に関する事項）

第四条の八　法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。

２　法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める対内直接投資等又は特定取得は、次のいずれにも該当する対内直接投資等又は特定取得（法第二十六条第二項第二号若しくは第八号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第一号若しくは第二号に掲げる対内直接投資等にあつては、第一号に該当する対内直接投資等）とする。

一　対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家が、第三条の二第一項各号又は第四条の三第一項各号に掲げる非居住者等に現に該当する場合における当該対内直接投資等又は特定取得

二　次のイからニまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合が百分の十以上であるもの

イ　法第二十六条第二項第一号に掲げる対内直接投資等又は特定取得　当該対内直接投資等又は特定取得をした外国投資家が現に所有し、若しくは出資し、又は保有する当該対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の所有等株式等と当該対内直接投資等又は特定取得をした外国投資家を第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額又は総議決権に占める割合

ロ　法第二十六条第二項第三号に掲げる対内直接投資等　当該対内直接投資等をした外国投資家が現に所有する当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質所有等株式の数及び当該対内直接投資等をした外国投資家を第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ハ　法第二十六条第二項第四号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第三号から第五号までに掲げる対内直接投資等　これらの対内直接投資等をした外国投資家が現に保有するこれらの対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数及びこれらの対内直接投資等をした外国投資家を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

ニ　第二条第二十五項第六号に掲げる対内直接投資等　当該対内直接投資等をした外国投資家が現に保有する当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該対内直接投資等に係る同意をした外国投資家が現に保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数並びに当該対内直接投資等をした外国投資家を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等及び当該同意をした外国投資家を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第十七号まで、同項第二十号及び同項第二十一号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

３　法第二十九条の二第一項による報告を求められたものは、主務省令で定める手続により、当該報告をしなければならない。

４　法第二十九条の二第一項の規定による報告を求められた外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第六項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該報告をしなければならない。

５　法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　次のイからハまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからハまでに定める事業の目的

イ　法第二十六条第二項第一号から第四号までに掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第一号から第四号までに掲げる対内直接投資等　法第二十六条第二項第一号から第四号までの規定若しくは第二条第二十五項第二号から第六号までの規定に規定する非上場会社若しくは上場会社等又は同項第一号に規定する法人の事業

ロ　法第二十六条第二項第八号に掲げる対内直接投資等　同号に規定する事業の承継により承継する事業

ハ　特定取得　法第二十六条第三項に規定する会社の事業

二　次のイからニまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからニまでに定める数又は金額

イ　法第二十六条第二項第一号若しくは第二号に掲げる対内直接投資等若しくは第二条第二十五項第二号に掲げる対内直接投資等又は特定取得　これらの対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の所有等株式等に係る株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数

ロ　法第二十六条第二項第三号に掲げる対内直接投資等　当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質所有等株式の数

ハ　法第二十六条第二項第四号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第三号から第六号までに掲げる対内直接投資等　これらの対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数

ニ　第二条第二十五項第一号に掲げる対内直接投資等　当該対内直接投資等に係る特別の法律により設立された法人の出資証券の口数

三　法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる対内直接投資等若しくは第二条第二十五項第三号から第六号までに掲げる対内直接投資等又は特定取得にあつては、第二項第二号イからニまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合

四　対内直接投資等又は特定取得を行つた理由

五　その他財務大臣及び事業所管大臣が法第二十九条の二第一項に規定する国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当するかどうかを確認するために特に報告を求める必要があると認める事項

６　法第二十九条の二第二項、第三項、第六項、第七項、第九項又は第十項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により同条第一項の報告をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

７　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の八第六項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の八第六項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の八第六項の」と読み替えるものとする。

８　法第二十九条の二第四項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

９　法第二十九条の二第九項に規定する政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　法第二十九条の二第一項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の株式若しくは持分、上場会社等の株式、議決権若しくは議決権行使等権限又は特別の法律により設立された法人の出資証券を新たに取得しないこと。

二　法第二十九条の二第一項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社又は上場会社等に係る第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び同項第五号に掲げる議案（同項第二号から第四号までに掲げる議案に準ずるものとして主務省令で定める議案に限る。）に関し同意を行わないこと。